

令和6年度 集団指導

指定地域密着型サービス事業者

事業所運営上の留意点

太田市福祉こども部 社会福祉法人監査室

1. 指導監査の類型

介護保険サービスの指導監査は、

サービスの質の確保 及び 保険給付の適正化

を図ることを目的とする。

- ① 集団指導：介護保険制度の改正内容、報酬の算定方法、指摘事例・工夫事例等について、講習形式にて周知徹底を行う。
- ② 運営指導：基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ③ 監査：著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。

1. 指導監査の類型

指導と監査の違い

指導 … 利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

監査 … 指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。



【指導】

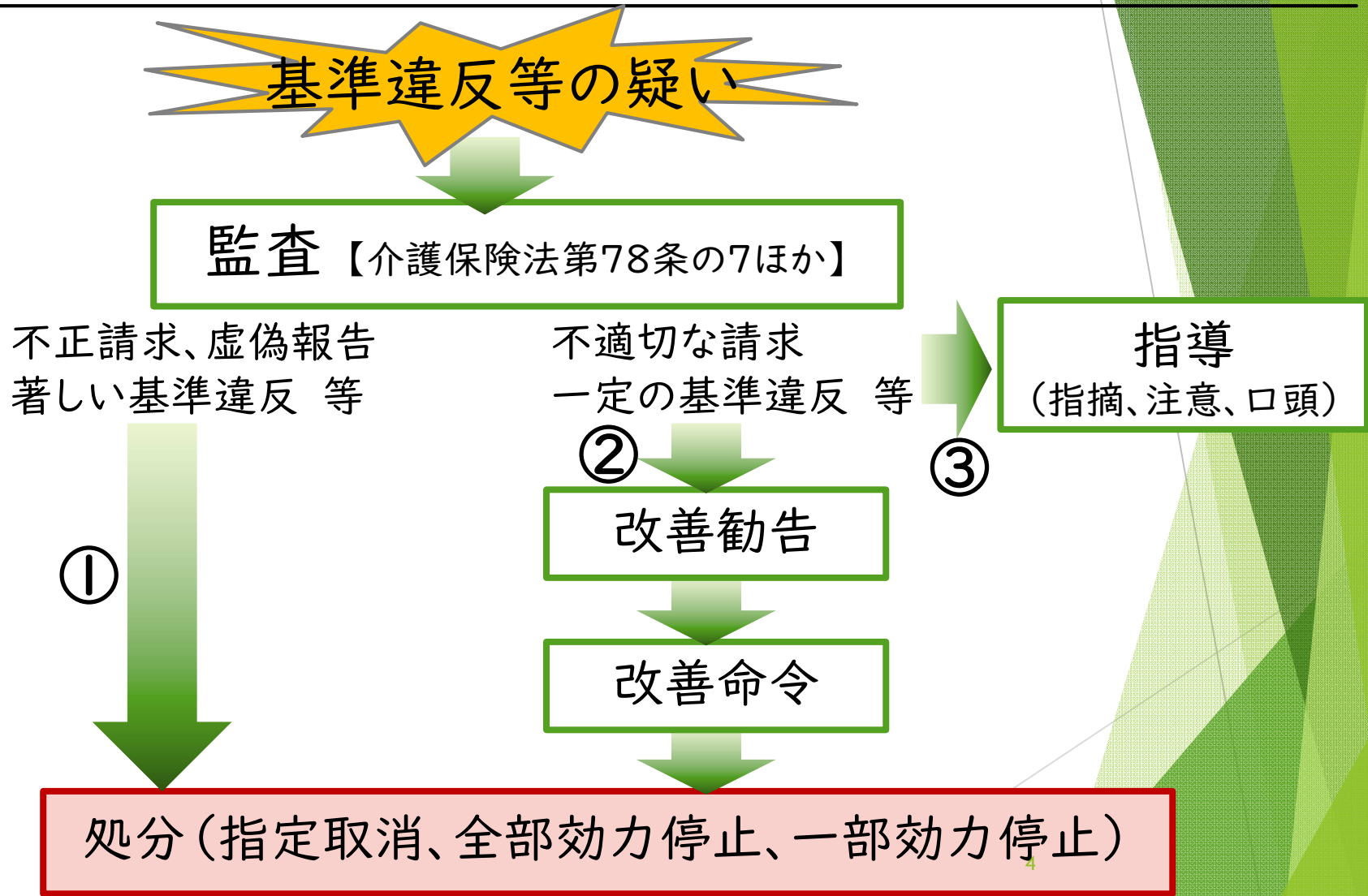


【監査】

2. 運営指導の重点

- ① 基準条例に規定する人員基準を満たしているか
- ② サービスの提供に当たって、「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本方針とし、計画からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか
- ③ 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか

3. 監査による処分等



※事業所名、代表者氏名、内容等を公示

3. 監査による処分等

群馬県内の行政処分の事例（抜粋）

年度	種別	処分内容	理由
R6	特定施設	一部効力停止 (1年)	身体的虐待・介護放棄
R5	訪問介護	指定取消	虚偽の記録作成による介護報酬の不正請求。
R4	通所介護	指定取消	個別機能訓練加算における介護報酬の不正請求。
R2	訪問介護	全部効力停止 (3ヶ月)	虚偽の記録作成による介護報酬の不正請求。
R1	通所介護	全部効力停止 (3ヶ月)	介護職員処遇改善加算における一部不支給（不正請求）。

4. 高齢者虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、
令和6年4月1日より全ての介護サービス事業者で、

- ▶ 虐待防止検討委員会の定期開催
- ▶ 虐待防止のための指針の整備
- ▶ 虐待防止のための研修の定期実施
- ▶ 担当者の設置

が義務付け。上記の措置が講じられていない場合、
「高齢者虐待防止措置未実施減算」

4. 高齢者虐待の防止

高齢者虐待とは、

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放任・放棄	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 高齢者虐待の防止

虐待の事実が確認された場合、当該事実は公表され、場合によっては行政処分となる等、施設の信頼性に多大な影響を与える可能性があります。

ほとんどのケースが、

「これくらいは虐待に当たらないと思っていた」

「虐待という認識はあったが抑えられなかった」

⇒ 職員への教育及びケアで防止可能

重要なのは、『職員個人の問題』ではなく、施設全体で防止に取り組む意識、風土づくり

5. 身体拘束の原則廃止

介護保険施設等においては身体拘束が原則として禁止されており、高齢者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、サービスの提供を行うことが求められている。『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状態や切迫性等について十分検討した上で、身体拘束の内容や時間等を詳細に記録しなければならない。

【『緊急やむを得ない場合』に該当する3要素】 ※すべて満たしていること

- ・切迫性 : 本人又は他利用者が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性 : 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性 : 身体拘束が一時的なものであること

違反した場合、「人格尊重義務違反」「虐待防止措置義務違反」
として指定取消等の行政処分を受ける場合もあります。

6. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、令和6年4月1日より全ての介護サービス事業者で、

- ▶ 業務継続計画（BCP）の策定
- ▶ 研修及び訓練の定期実施

が義務付け。業務継続計画が未策定の場合、
「業務継続計画未策定減算」
(令和7年3月31日経過措置終了)

6. 業務継続計画（BCP）の策定

【参考資料】

- ・厚生労働省HP
～ガイドラインひな形
～解説動画
- ・中部産業連盟
～ひな形解説資料

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。

総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について
介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>
・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)
・[様式ツール集](#)
・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>
・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>
・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)
・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>
・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#)

動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系	6: 共通事項（概要編） 7: 共通事項 8: 通所サービス固有事項 9: 訪問サービス固有事項 10: 居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

6. 業務継続計画（BCP）の策定

非常災害対策と業務継続計画の違い

- ・非常災害対策（防災計画）
災害直後における施設利用者等の身体生命の安全確保と物的被害の軽減を図るための計画
 - ・業務継続計画（BCP）
業務の優先順位を決めるなど重要業務の継続、早期復旧を目的とし、平常時の対応や緊急時の事業継続の方法を取り決めておく計画
- ⇒ 従来の防災計画を踏まえ、施設利用者等の避難確保のレベルを向上させるとともに、介護事業の継続や地域への貢献を加えて総合的に考えることが重要

(補足) 令和6年4月1日より義務化された事項①

	業務継続計画 (BCP)※		非常災害対策		感染症対策 (予防及びまん延の防止のための措置)※			
	研修	訓練	計画の項目	訓練	委員会	指針	研修	訓練
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年1回以上 及び 新規採用時 ※感染症対策 の研修と一体的な実施可	年1回以上 ※感染症対策、 非常災害対策 の訓練と一体的な実施可	—	—	おおむね 6月に 1回以上	○	年1回以上 及び 新規採用時 ※感染症BCP に係る研修と一体的な実施可	年1回以上 ※感染症BCP に係る訓練と一体的な実施可
地域密着型通所介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
看護小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護	年2回以上 及び 新規採用時 ※感染症対策 の研修と一体的な実施可	年2回以上 ※感染症対策、 非常災害対策 の訓練と一体的な実施可	火災 地震 風水害 土砂災害 ※土砂災害は、 特別警戒区域 及び警戒区域 のみを対象	年2回以上 (避難・救出・消火) ※宿泊サービス 提供事業者は、 うち1回を夜間 想定にて実施	おおむね 3月に 1回以上	○	年2回以上 及び 新規採用時 ※感染症BCP に係る研修と一体的な実施可	年2回以上 ※感染症BCP に係る訓練と一体的な実施可
地域密着型特定施設入居者生活介護								
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護								

(補足) 令和6年4月1日より義務化された事項②

	地域との連携		身体的拘束等の適正化			虐待の防止※		
	推進会議	サービスの評価	委員会	指針	研修	委員会	指針	研修
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議 おおむね6月に 1回以上	推進会議を活用した 外部評価の実施 (1年に1回以上)	—	—	—	定期的に開催	○	年1回以上 及び 新規採用時
地域密着型通所介護	運営推進会議 おおむね6月に 1回以上	推進会議による評価						
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護	運営推進会議 おおむね2月に 1回以上	推進会議を活用した 外部評価の実施 (1年に1回以上)	3月に1回 以上	○	年2回以上 及び 新規採用時			
看護小規模多機能型居宅介護		※指定認知症対応型 共同生活介護は、 他評価との選択可						
認知症対応型共同生活介護		推進会議による評価						
地域密着型特定施設入居者生活介護								
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護								

7. 適切なケアマネジメント手法

各介護支援専門員によるケアマネジメントの質のばらつきを是正するため、科学的なエビデンスに基づいたケアプランが誰にでも作成できるよう、そのプロセスや支援内容について整理・体系化を目指す。

期待されること … どの利用者に対しても、一定以上の水準が担保された（再現性の高い）ケアマネジメントを提供できる

基本ケア（高齢者の機能と生理を踏まえたケア）
本人の生活の継続を支援する基盤となる支援内容

対象：全員



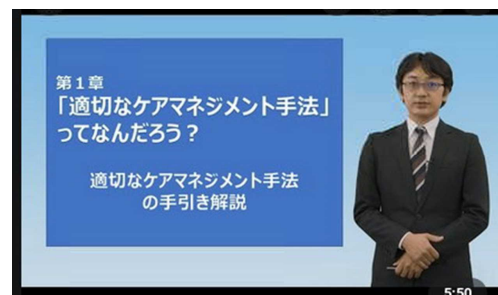
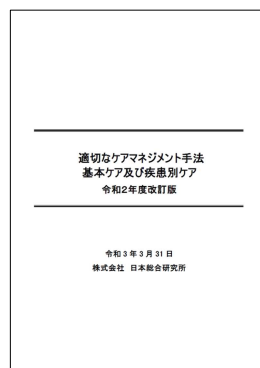
疾患別ケア（疾患の特徴を踏まえたケア）
各疾患の特性に応じた支援内容

対象：該当者

7. 適切なケアマネジメント手法

【公開資料】

- ・「適切なケアマネジメント手法」の手引き
- ・ ケアマネジメントにおけるアセスメント/モニタリング標準化（各疾患別）
- ・ 適切なケアマネジメント手法実践研修資料
- ・ (株)日本総合研究所のHP 及び 解説動画(YouTube)



8. 生産性向上、ICT導入促進

厚生労働省では、介護現場の負担軽減を喫緊の課題とし、介護分野における生産性向上に資する取組を進めています。
(介護保険最新情報 Vol.1089 令和4年7月20日)

介護現場における生産性向上の取組を促進させるための資料

- ・生産性向上ガイドライン
- ・生産性向上の取組推進スキル研修（動画等）
- ・「業務時間見える化ツール」「課題把握抽出ツール」
- ・介護分野における生産性向上の取組事例の紹介

ICTの導入を促進させるための資料

- ・介護事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入の手引き
- ・ICT導入・普及セミナー（動画）

※資料は厚労省HPに掲載されていますので、参考になしてください。

9. ウェブサイトへの掲載

令和7年度より事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、書面掲示に加えて、原則、ウェブサイトへの掲載・公表が義務付け。

ウェブサイトとは

- ・法人のホームページ等
- ・介護サービス情報公表システムを言う



介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示する必要はない

10. 良い取組の紹介

利用者により良いサービスを提供すべく、各事業者で様々な工夫をした取り組みが実施されていますので、その中でも特に参考となる事例を紹介します。

- ▶ 研修終了後、受講者全員がレポートを作成することを制度化
- ▶ 身体的拘束適正化検討委員会において外部講師を招いて研修を行い、理解度を測る職員アンケートを実施
- ▶ 年1回、簡易知能評価を測るスケールを利用し、利用者の認知度の確認をしている